

医療法人財団 明理会

道南森ロイヤルケアセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人財団 明理会が運営する介護老人保健施設「道南森ロイヤルケアセンター」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うものとする。
- 3 「利用者様を愛し、地域から愛される施設」を基本理念とし、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条

施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人財団 明理会 道南森ロイヤルケアセンター
- 2 所在地 北海道茅部郡森町字上台町 326 番地 117 号
- 3 定員 80 人 (内 認知症専門棟 40 人)

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 人
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1 人以上
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 3 看護職員 8 人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 4 介護職員 20 人以上

- 介護職員は、心身の状況等に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 5 理学療法士又は作業療法士 1人以上（併設通所リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所と兼務）
理学療法士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
作業療法士は、身体及び精神機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
 - 6 言語聴覚士 相当数
言語聴覚士は、言語及び摂食嚥下機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
 - 7 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養ケアマネジメント、調理員の指導等を行う。
 - 8 歯科衛生士 相当数
歯科衛生士は、利用者の口腔ケアに関する口腔指導、訓練などを行う。
 - 9 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
 - 10 支援相談員 1人以上
支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
 - 11 事務職員 相当数
事務職員は、必要な事務を行う。

（介護老人保健施設サービスの内容）

第5条

施設療養は、利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に行う。特に、療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。介護老人保健施設サービスの内容は、以下のとおりとする。

- 1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 2 診療は、医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、妥当適切に行う。
- 3 診療に当たって、療養上必要な事項は、理解しやすいように指導を行う。
- 4 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持し、利用者の心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。
- 5 医師は、常に利用者の病状及び心身の状態並びに日常生活・家庭環境の的確な把握に努め、本人又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 6 医師は、検査・投薬・注射・処置等について、利用者の病状に照らし、妥当適切に行う。
- 7 医師は、特殊な療法又は新しい療法については、別に厚生労働大臣が定めるものの他は、行わない。
- 8 医師は、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を、利用者に試用・処方しない。

- 9 医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院・診療所に通院させる場合には、当該病院・診療所の医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 10 医師は、利用者が往診を受けた医師又は利用者が通院した病院・診療所の医師から、当該利用者の診療上必要な情報提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。
- 11 施設は、利用者の心身の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的に機能訓練を実施し、また、目標を設定し定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練を行う。
- 12 施設は、利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- 13 施設は、オムツを使用しなければならない利用者に、適切なオムツ交換を実施する。
- 14 施設は、栄養、利用者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- 15 施設は、利用者の食事を、できるだけ食堂で行うことができるよう努める。
- 16 施設は、適宜利用者に対して、レクリエーションを実施する。
- 17 看護及び介護業務は、勤務時間割表に沿って適切に実施する。
- 18 利用者の処遇に関する全ての職員は、定期的にケアカンファレンスに参加し、入所者の正確かつ統一的把握に努め、問題点・課題に対する討議を行うことにより、利用者の処遇の向上に努める。

(施設サービス計画の作成)

第6条

- 1 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等を踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(入退所継続検討会議)

第7条

- 1 施設は、入退所継続検討会議を行う。
- 2 会議は、医師、支援相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等で構成する。

(入退所)

第8条

- 1 施設は、その心身の状況・病状・環境等に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要と認められる入所申込者を、施設に入所させるものとする。
- 2 施設は、入所申込者が必要とする介護の程度が重いことを持って、入所を拒んではな

らない。

- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の病歴・家族状況等の把握に努める。
- 4 施設は、入所申込者の病状が重いため施設への入所が不相当であると認めた場合、適当な病院又は診療所を紹介する。
- 5 施設は、利用者の身体的状況及び病状に照らし、定期的（3ヶ月ごと）に入所の継続の要否を判定する。
- 6 施設は、利用者の退所に際しては、本人及び家族に対する適切な指導を行うとともに、退所後の担当医師に対する情報提供や居宅介護支援事業所・各種保健医療福祉サービスを提供する機関との連携に努める。
- 7 入退所及び継続の判定に当たっては、入退所継続検討会議の協議により対応する。
- 8 次の場合には、退所の措置を行う。
 - 一 施設側が、退所が可能であると判断したとき。
 - 二 利用者から退所の申し出があり、家庭復帰が適当であると施設が認めたとき。
 - 三 利用者が無断で退所し、復帰の見込みが立たないとき。
 - 四 利用者に病気の治療の必要性が生じたとき。
 - 五 利用者が死亡したとき。
- 9 管理者は、利用者が決められた規律に反したり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指導を行い、更にそれに従わないときは、臨時入退所継続検討会議の協議を経て、又保証人の承認を得て退所させることができる。

（定員の遵守）

第9条

施設は、療養室に定員を超えては原則入所させない。又、療養室以外にも入所させない。

（利用料その他の費用の額）

第10条

- 1 介護老人保健施設の利用料は、別紙料金表に掲げるように、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、保険者の定める負担割合とする。
- 2 その他の費用として、以下に定める費用の支払いを受けることができるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けることとする。
- 4 利用者の入所の開始に際し、利用料について具体的に明示する。

『利用料内訳』

施設は、介護サービスを提供する対価として以下に定める利用料の支払いを利用者及びその家族から受ける。

- 一 介護保険給付内自己負担額
- 二 食費・・・1日 1,750円
但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。
- 三 居住費（多床室・個室）多床室 450円 従来型個室 1,640円

但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

- 四 おやつ代 (希望者)・・・おやつ 100 円/日
- 五 A 入浴レンタル品 (希望者)・・・入浴タオル・バスタオル・シャンプー
ボディソープ 198 円/回
B 日用品費 (希望者)・・・顔ふき・おしぼり・ボックスティッシュ
ペーパータオル 149 円/日
※胃瘻等の場合 おしぼり以外 61 円/日
C テレビ類※イヤホン含 (希望者) 1,980 円/月
D 教養娯楽費 (希望者)・・・実費徴収/回
E その他 (希望者)・・・コイン式洗濯機・乾燥機各 200 円/回
食事用エプロン 660 円/箱
- 六 口腔ケア用品 (希望者)・・・歯ブラシ 132 円/本、義歯ブラシ 495 円/本
粘膜ブラシ 330 円/本、プラウト 275 円/本
舌ブラシ 138 円/本、スポンジブラシ 24 円/本
歯間ブラシ 55 円/本、口腔ジェル 1,364 円/本
義歯洗浄剤 165 円/月 口腔清拭シート 440 円/箱
- 七 理美容代 (希望者)・・・カット (顔剃含) 3,000 円、顔剃り 1,500 円
カラー3,000 円、パーマ (カット含) 5,700 円
- 八 文書料 (希望者)・・・実費相当
- 九 その他、介護保険施設サービスにおいて提供される便宜の内、日常生活においても通常必要となるものについて係る費用であって、その利用者に負担される事が適当と認められるもの。
- 十 施設は費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用及び家族に対し、該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得ることとする。
- 十一 利用者又はその家族は介護サービス費及びその他同意に基づき利用したサービスの利用料を当施設が別に定める所定の支払い方法で期日までに支払う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条

利用者は次に掲げる事項を遵守すること。守られない場合はサービスの中断や契約を解約する場合がある。

- 1 施設管理者・医師・支援相談員・介護支援専門員・看護職員・介護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の指導による日課を励行すること。
- 2 外出又は外泊を希望する場合、施設に届け出ること。
- 3 施設の清潔保持、整頓、その他の環境衛生保持のため、施設に協力すること。
- 4 身の上に関する重要な事項の変更が生じた場合、速やかに施設管理者又は支援相談員に届け出ること。
- 5 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 6 けんか、口論、泥酔、中傷等、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 7 故意に施設又は物品を破壊したり、施設外に持ち出したりしないこと。
- 8 金銭又は物品による賭け事はしないこと。

- 9 火気の取り扱いに注意すること。
- 10 自傷行為をしないこと。
- 11 職員や他の利用者に対してハラスメント行為をしないこと。
- 12 その他管理上必要な指示に従うこと。

(サービス内容に関する相談・苦情)

第12条

事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 1 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 2 事業所は、市町村が行う文書等の提出、若しくは提示の求め、または当該市町村職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 3 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を当該市町村に報告する。
- 4 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

- 1 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに必要な医療を行う等、診療について適切な措置を行うものとする。
- 2 病状に応じて協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を行うものとする。
- 3 施設は、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定めておく。

協力医療機関

- ① 森町国民健康保険病院
〒049-2311 北海道森町字上台町 326
- ② いわしま歯科医院
〒049-2326 北海道茅部郡森町字御幸町 116

(非常災害対策)

第14条

- 1 施設管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について、利用者の安全に対して万全を期すよう、防火管理者を指名し、施設にあった消防計画を立てさせる。
- 2 施設管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に対して非常災害対策の教育を徹底する。
- 3 施設は、消火・通報訓練及び避難訓練等を定期的実施する。
- 4 非常災害対策の訓練は、地域の合同訓練等に参加して、日頃より地域住民との連携を強めておく。
- 5 施設は、非常食を安全な場所に保管・備蓄しておく。

(事故等発生時の対応に関する基本方針)

第15条

1 サービス提供時により事故が発生した場合、別に定める発生時の対応に基づき適切に必要な対処をする。

一 施設医師の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。

二 〈事故報告〉

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を上司に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者（管理者が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位のもの）に報告し、管理者は事故防止対策委員長及び所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、事故防止対策委員長は当該事故の評価分析を行ったうえで、委員会に報告する。

三 〈ヒヤリ・ハット事例報告〉

施設内でヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ヒヤリ・ハット報告書」を作成し、事故防止対策委員長に報告する。事故防止対策委員長は、報告されたヒヤリ・ハットをまとめたうえで、委員会に報告する。また、「ヒヤリ・ハット報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、介護・医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なお、ヒヤリ・ハット事例を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

(職員の責務)

2 職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

(指針等の見直し)

3. 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(衛生管理等)

第16条

1 利用者等の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 利用者の療養生活に当てられる箇所については、定期的に消毒・掃除を実施する。

3 管理者は、職員に対して、衛生知識の普及を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 身体拘束は原則的に行わないものとする。
尚、「緊急やむを得ない場合」(①切迫性②非代替性③一時的の3要件を満たし、かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されるケースに限られる)に該当する場合は、医師の指示・許可の下、又は家族の同意の下、必要最低限度の身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録した上で行うことができるものとする。
施設は、身体拘束適正化委員会を毎月定期的開催する。
虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、家族または保証人、および行政機関へ速やかに報告を行う。
- 5 施設は、その運営に当たっては、常に市町村との連携に努める。
- 6 施設は、施設療養を受けている利用者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を当該利用者の居住地を管轄する市町村長に通知する。
 - 一 けんか、泥酔、著しい不行跡等又は故意によって疾病に罹り、又は負傷し、要介護状態を重度化させたと認められたとき。
 - 二 正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わないとき。
 - 三 偽り、その他不正行為によって療養費の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- 7 施設は、施設内の見やすい場所に、運営方針、利用者の守るべき規律、職員の勤務体制、協力病院、利用料の明細等を掲示し周知する。
- 8 施設は、施設及び構造設備・職員・会計・入退所の判定・利用者等に対する施設療養、その他のサービス提供に関する諸記録を整備する。
- 9 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人財団 明理会 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。